

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

< 経営理念 >【原則:2-1、3-1()(開示必須)】

当社グループでは、基本理念、ビジョン(目指す世界観)、ミッション(果たす役割)、バリューズ(大切にする価値観)から成るリクルートグループ経営理念を定めています。

基本理念

私たちは、新しい価値の創造を通じ、社会からの期待に応え、一人ひとりが輝く豊かな世界の実現を目指す。

ビジョン(目指す世界観)

Follow Your Heart

ミッション(果たす役割)

まだ、ここにいる、出会い。
より速く、シンプルに、もっと近くに。

バリューズ(大切にする価値観)

新しい価値の創造
個の尊重
社会への貢献

取締役会はこのリクルートグループ経営理念に基づいて、長期的に発展し、個人ユーザー・企業クライアント・株主・従業員・取引先・社会及び地域等、当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値及び株主価値を向上させていく上で、コーポレート・ガバナンスを重視しています。

取締役会は、コーポレートガバナンス・コードのすべての項目に対してComplyしていると認識しています。また、当報告書において、コーポレートガバナンス・コードで開示・説明することが要求されている項目に加えて、当社グループに関連する原則及び補充原則に関する事項を、可能な限り説明する方針を、取締役会で定めています。

< 経営戦略等 >【原則:3-1()(開示必須)、5-2、補充原則:4-1】

当社は上記の経営理念に基づき、中長期的な経営戦略を策定し2019年5月に発表しています。また、2020年5月の期末決算発表及び2020年6月の株主総会において、2020年3月期における進捗を株主・投資家等のステークホルダーに報告しています。

当社が2019年5月に発表した中長期的な経営戦略と、2020年3月期における進捗については、当社ウェブサイトに掲載している以下の資料をご覧ください。

https://recruit-holdings.co.jp/ir/library/upload/report_201903Q4_pm_jp.pdf

https://recruit-holdings.co.jp/ir/library/upload/report_202003Q4_er_jp.pdf

当社グループは、中長期戦略をグローバル規模で遂行するために、世界のIT事業環境の変化を先取りし、継続的かつよりスピーディに事業ポートフォリオの拡充、撤退及び再編を検討、判断そして実行することができる体制を整えています。2018年4月にはグループ組織再編を行い、戦略ビジネスユニット(Strategic Business Unit、以下、「SBU」という。)配下の子会社及び事業を統括する会社としてSBU統括会社を設置し、業務執行の決定に関する一定の権限を委譲しています。

当社は株主との間で建設的な対話を行うことを重視しており、株主との対話で得られたフィードバックを経営に活かして、取締役会において中長期戦略を議論しています。更に、経営成績や中長期的な企業価値の変動を役員報酬に反映するため業績連動報酬や株式報酬制度を導入することにより、これらの進捗が次年度以降の経営に反映される仕組みを構築しています。

また当社は、持続的な成長と企業価値向上を実現するため、資本を効率的に活用するための様々な施策を実施しています。

自社の資本コストを適切に把握するとともに、資本コストや投資に対するリターン水準を定め、モニタリングを行っています。ROEについては15%の水準を目安に設定し、株主資本コストを上回る資本効率の実現に取り組んでいます。また個別の投資案件の実行是非を判断する際は、資本コストを上回るハードルレートを適用しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各項目を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの「基本原則」について、下記方針を採用しています。

基本原則1 株主の権利・平等性の確保【原則：1-1、1-2、補充原則1-1、1-2】

当社は、株主総会を、当社における最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話がなされ、かつ株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しています。加えて、全ての株主に対して実質的な平等性を確保し、また、その権利が適切に行使されるよう、経営状況の適切な理解と十分な検討期間の確保に資する環境を整えています。具体的には、招集通知の早期発送、招集通知の発送前における電子的公表や招集通知の英語版開示を行うとともに、株主総会当日に出席できない株主については、議決権行使書の郵送及びインターネットによる議決権行使方法を用意しております。株主総会議案に関する情報を積極的に開示すべきと認識しており、法定の開示事項にとどまらず株主の適切な判断に資する内容とすることにも努めています。

また、株主の権利の重要性を踏まえ、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起等、会社法で少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定める等して、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は株主に加え、個人ユーザー、企業クライアント、従業員、取引先、NPO・NGO、国・行政及び地域社会等を、重要なステークホルダーであると認識し、全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として、基本理念の実現と、継続的な企業価値及び株主価値の向上を目指しています。

取締役及び執行役員は、事業の長期的な発展と事業を通じた社会貢献の持続的な循環を促すことが、基本理念の実現のために重要であると考えています。そのために、様々なステークホルダーとの対話やインプットを経営に取り入れるとともに、取締役会の諮問機関である各種委員会を通じて審議を行っています。

具体的には、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会やリスクマネジメント委員会において、ステークホルダーとの対話を含めたサステナビリティ活動方針や、当社のコンプライアンス風土推進のための方針や活動計画、グループ重点リスクテーマ等をまとめて、取締役会に報告しています。取締役会は、これらの活動状況についてモニタリングを行う他、重要な事項については議論を行い経営に取り入れています。

他にも、株主との対話、従業員とのタウンホールミーティング、地域社会との共同プロジェクト等、当社の取締役及び執行役員が率先して、ステークホルダーとの対話を踏まえた議論や取組みを行っています。

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保【補充原則：3-1】

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報に加え、ガバナンス、社会、環境（ESG）及び当社の企業文化等の非財務情報の開示にも積極的に取り組んでいます。

情報開示に当たっては、日本語及び英語での開示を基本とすることに加え、法令に基づいて開示が要求される事項以外も積極的に開示し、幅広いステークホルダーへの透明性・公正性を確保しています。具体的には、決算短信、決算概要、FAQ等の決算関連資料を中心とした財務情報に加え、各種非財務情報についても、日本語及び英語でのオンライン開示を行っています。また、2020年からは、有価証券報告書の英語版の開示を開始し、財務情報やガバナンス・リスク等の非財務情報に関する英語での開示を拡充しています。

当社の取締役は、当社がステークホルダーにとって有用な情報開示を行うことができるように努めています。情報開示は、株主をはじめとしたステークホルダーとの対話の基盤となっており、当社は対話を通じて得られたフィードバックを活かして情報開示の更なる改善に取り組んでいます。

基本原則4 取締役会等の責務【原則：4-1、4-3、4-5】

取締役会は、中長期的な企業価値及び株主価値向上を実現させるために、（ ）経営の基本方針の決定、（ ）経営監督、（ ）グループに大きな影響を与える業務執行の決定、（ ）法令で定められた専決事項の決定、に関する責任を担っています。

また、取締役及び執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備の一環で、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会を設置しています。両委員会は、各SBUにおける取り組みのモニタリングやグループにおける重点テーマを検討します。さらに、経営戦略会議において、特に注視すべき重点テーマの設定やその低減策が充分かについて議論を行ったうえで、取締役会に報告します。取締役会は、委員会からの報告を踏まえて、グループ全体のリスク把握と管理の責任を担っています。その上で取締役会は、迅速な意思決定の重要性に鑑み、代表取締役社長兼CEOに業務執行の決定権限を一定の範囲において委譲し、その執行状況を監督します。

また、取締役会は、業務執行取締役及び執行役員に対する実効性の高い監督等を行うために、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を複数選任します。特に取締役会の諮問機関である、指名・評価・報酬委員会における委員長を独立社外取締役が担うことで、客観性、実効性の高い監督機能を果たします。取締役及び執行役員の指名・解任については、人材要件に対する候補者の業績評価、能力、素質を総合的に評価し、指名委員会において指名プロセスの妥当性・解任について審議を行います。

取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を負い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主価値の向上に貢献します。

加えて、取締役・監査役・執行役員は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動しています。取締役会の諮問機関であるサステナビリティ委員会は、年に2回開催し、サステナビリティ担当取締役と各SBU統括会社を兼務する執行役員に加えて、社内外の専門家が参加します。また、当社のサステナビリティ委員会は、広く社会からの要請や期待を認識するために、NGO等の多様なステークホルダーとの対話を重視し、ステークホルダーとの協働について深く議論します。その後、取締役会がグループのサステナビリティ活動の行動指針・年度方針を確認し、具体的なサステナビリティ活動を推進します。取締役会は、毎年、取締役会の実効性の分析・評価を実施し、その中で、当社グループに関わる全てのステークホルダー観点での審議が適切に行われているかを確認するとともに、改善に向けた取り組みを行っています。

基本原則5 株主との対話

当社は、リクルートグループ経営理念の実現と、持続的な企業価値及び株主価値向上のため、株主との間で建設的な対話を行うことを重視しています。

取締役及び執行役員は、株主総会における株主との対話は勿論のこと、国内外の株主・投資家との対話を行い、当社の経営方針への理解促進に努めるとともに、対話で得られたフィードバックを経営に活かすよう努めています。

また、資本市場戦略・IRを担当する執行役員及びIR業務を専門で担う部署を設置し、株主・投資家との対話を促進しています。個人株主及び個人投資家からの問い合わせについても窓口を設置しています。

取締役（社外取締役含む）は、これらの株主・投資家等との対話で得られたフィードバックについて適宜議論を行い、ステークホルダーに対する理解を深めることで、経営の監督・執行に活かしています。

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる「原則」「補充原則」だけでなく、全ての「原則」及び「補充原則」について、「原則」の番号を付した上で本報告書上でその対応状況について記載しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	144,400,200	8.75
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	89,100,100	5.40
JP MORGAN CHASE BANK 385632	84,322,440	5.11
凸版印刷(株)	72,600,000	4.40
(株)電通グループ	53,550,000	3.24
大日本印刷(株)	40,100,000	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7)	37,323,000	2.26
リクルートグループ社員持株会	35,036,280	2.12
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	33,665,580	2.04
(株)TBSテレビ	33,330,000	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」に記載している保有割合は、自己株式(46,052,603株)を控除して計算しています。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」により当該信託 が保有する株式(1,521,856株)は含まれていません。

2019年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びにその共同保有者であるBlackRock Advisers, LLC、BlackRock Investment Management LLC、BlackRock Fund Managers Limited、BlackRock Asset Management Ireland Limited、BlackRock Fund Advisors、BlackRock Institutional Trust Company, N.A.及びBlackRock Investment Management (UK) Limitedが2019年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

ブラックロック・ジャパン株式会社 23,983,500 株
BlackRock Advisers, LLC 1,710,894 株
BlackRock Investment Management LLC 2,162,802 株
BlackRock Fund Managers Limited 1,934,004 株
BlackRock Asset Management Ireland Limited 5,769,456 株
BlackRock Fund Advisors 19,339,000 株
BlackRock Institutional Trust Company, N.A. 22,294,930 株
BlackRock Investment Management (UK) Limited 8,165,122 株

2020年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Capital Researchand Management Company並びにその共同保有者であるCapital International Inc.及びキャピタル・インターナショナル株式会社が2020年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

Capital Research and Management Company 99,825,174 株
Capital International Inc. 2,049,700 株
キャピタル・インターナショナル株式会社 3,426,000 株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
泉谷 直木	他の会社の出身者											
十時 裕樹	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉谷 直木	○	泉谷直木氏は、過去10年以内にアサヒグループホールディングス㈱にて代表取締役会長として業務執行していました。同社と当社グループの間には、人材派遣事業等において取引関係がありますが、取引額はアサヒグループホールディングス㈱の連結売上収益及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。	【原則：3-1()(開示必須)】 泉谷直木氏は、先進的な広報ブランド戦略や経営人材育成の高い実績を有することに加えて、積極的な海外企業の買収と買収に伴うシナジー創出による企業価値向上を実行した豊富な経験を有しております。経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たすことができるものと判断していることから2018年より当社取締役役に就任。引き続き、社外取締役として適任と考えています。

十時 裕樹	○	十時裕樹氏は現在、ソニー㈱にて取締役 代表執行役 副社長 兼 CFOとして業務執行しています。同社と当社グループの間には、メディア & ソリューション事業等において取引関係がありますが、取引額はソニー㈱の連結の売上高及び営業収入並びに当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。	【原則:3-1()(開示必須)】 十時裕樹氏は、多様な事業ポートフォリオをグローバルに展開する事業グループの経営を通じて培った高い見識と、インターネット分野における新規事業開発をリードされた経験を有しております。経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たすことができるものと判断していることから2018年より当社取締役に就任。引き続き、社外取締役として適任と考えています。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会及び報酬委員会における「その他」構成員は、社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

【原則:3-2、補充原則:3-2 (), 3-2 (), 3-2 (), 3-2 (), 3-2 (), 3-2 ()】

当社の監査体制は、監査役監査、監査法人による専門的な立場からの会計監査を主体とした監査及び内部監査から構成される三様監査を採用しています。監査役監査及び会計監査は法定監査であり、内部監査は経営トップの意志に基づき、内部統制システムについて独立の評価を行うとともに社内不祥事を防止することを主眼にする任意監査です。内部監査部、監査役及び会計監査人との相互連携については、監査役会において会計監査人及び内部監査部から適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求める他、主として常勤監査役が定期的に、個別に情報交換を行っています。内部監査部においても、監査役ないし監査役会から要請があった場合には、適宜報告及び情報交換を行う他、会計監査人とも個別に情報交換を行っています。内部監査部、監査役及び会計監査人と内部統制部門との関係については以下に記載のとおりです。

< 内部監査 >

代表取締役社長兼CEO直轄の内部監査部を置き、従業員20名(2020年4月1日時点)によって内部監査を行っています。内部監査部は、業務監査及び財務報告に係る内部統制に関する監査を主たる業務として、年度監査計画に基づき、当社グループを対象に内部監査を実施しています。内部統制の整備・運用状況について、代表取締役社長兼CEOの指揮下で独立の立場から評価を実施し、不備を発見した場合は被監査部門及び内部統制部門に通知し、改善を促しています。改善状況のフォローアップも実施し、当社グループの業務が適正に行われるよう努めています。

< 監査役監査 >

監査役監査については、4名の監査役(うち社外監査役2名)で監査役会を構成し、監査役会は原則として月1回開催しており、監査の方針と職務の分担を定め、監査計画に基づいて取締役の職務執行を監査しています。特に、当社グループ全体の内部統制、コンプライアンス及びリスク管理体制等に関しては、重点的に監査を行っています。また、当社の監査役は、会計監査人からの定期的な監査報告に加えて主要な子会社の監査役等から国内外関係会社に対する監査結果について定期的に報告を受ける等、子会社の監査役等との情報の共有及び連携を図ることにより、監査活動の十分な時間確保や不正不備・問題点の早期把握と対応勧告等を含めた監査の有効性及び効率性の向上に努めています。当社の監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行に対する監査の一環として、内部統制の整備及び運用状況を監視及び検証し、監査の過程において必要に応じて内部統制部門及び内部監査部門の報告を受けています。また、当社は、社外監査役を含む全ての監査役の職務を補助するために監査役補佐担当を任命しています。

2020年3月期の1年間における監査役会の主な検討事項は以下のとおりです。

a. 業務監査に係る監査活動

監査役及び監査役会は、業務監査項目に対し、以下の監査活動を行いました。

- ・取締役会や経営戦略会議・各種委員会等の重要会議へ出席し、執行状況について確認し、必要に応じて説明を求め、意見表明しました。
- ・内部統制システムの整備及び運用状況等について、内部統制部門や内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明しました。
- ・代表取締役、社外取締役、社内取締役及び執行役員等との意思疎通及び情報の交換を図り、監査項目についての情報収集と意見交換を実施しました。
- ・重点監査項目(2020年3月期はコーポレートガバナンスとグループリスクマネジメント)を定めて、監査上の重要な発見事項等について検討及び審議しました。
- ・重点監査項目に対する監査状況について、取締役会への報告を半期ごとに実施しました。

b. 会計監査に係る監査活動

監査役及び監査役会は、会計監査項目に対し、以下の監査活動を行いました。

- ・会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、監査報酬等への同意の可否について審議しました。
- ・四半期・年度末決算に対する会計監査人の監査意見等及び提言事項を聴取及び検討しました。
- ・会計監査人が実施する海外連結子会社を含む当社グループへの会計監査のうち、重要なものについて、情報を受領し、意見交換を行いました。
- ・会計監査人の評価を実施し必要な改善を要請するとともに、会計監査人の選解任について方針を審議しました。

< 会計監査 >

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1984年以降

c. 業務を執行した公認会計士

室橋 陽二

三ッ木 最文

三木 拓人

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士26名、その他19名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社がグローバルに展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し検討した結果、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選定しています。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、上記方針に基づき会計監査人を評価しています。監査役会は、会計監査人からの定期的な監査報告の場における議論を通じて、会計監査人の職務遂行の適正性を評価しています。あわせて、会計監査人の独立性確保に関する報告を受けると同時に、その場での意見交換を通じて、会計監査人の独立性及び専門性の確認を行っています。また、会計監査人への年次評価として、監査役会は経理部門と共に評価基準を作成し、会計監査人の事業執行現場における監査業務の実態を調査把握し、評価を行っています。

g. その他

会計監査人及び当社監査に従事する会計監査人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また、会計監査人は、代表取締役から提出された内部統制報告書を受け、内部統制監査を実施し、内部統制の整備及び運用状況を監視及び検証し、監査の過程において必要に応じて内部統制部門の報告を受けています。あわせて会計監査人は、経営者等とのディスカッションを実施し、事業内容や経営環境等の動向といった概括的な状況を理解し、内部統制や不正リスクについての経営者の評価を理解するなどを行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 陽一郎	公認会計士													
名取 勝也	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 陽一郎	○	小川陽一郎氏は現在、小川陽一郎公認会計士事務所にて所長として業務執行しています。また過去10年以内にデロイトトウシュートーマツリミテッド、有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツグループにて業務執行していました。それらの企業と当社グループとの間には、人材派遣事業等において取引関係がありますが、取引額はそれらの企業の売上高及び当社グループの連結売上収益の1%未満で僅少であり重要な事項はありません。従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。	【原則:3-1() (開示必須)】 小川陽一郎氏は、公認会計士として培ってきた会計知識を有し、国際会計への豊富な知見とグローバル会計事務所での経営経験を有しております。その高い見識や豊富な国際経験に基づき、中立的かつ客観的な立場から発言をし、当社の経営全般の監督において適切な役割を果たしていただけると判断していることから、社外監査役として適任と考えています。
名取 勝也	○	名取勝也氏は現在、名取法律事務所にて事務所長として業務執行しています。同事務所と当社グループの間には、取引関係がありません。従って、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しています。	【原則:3-1() (開示必須)】 名取勝也氏は、弁護士として培ってきた法律知識を有し、国際法務への豊富な知見とグローバルIT企業で法務部門をトップとして率いた経験を有しております。その高い見識や豊富な国際経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から発言をし、当社の経営全般の監督において適切な役割を果たしていただけると判断していることから、社外監査役として適任と考えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

< 社外役員の独立性基準 > 【原則:4-9】

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に加え、原則として、以下の全てを満たす候補者を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員に選定する方針です。

- a. 候補者又は候補者が業務執行者である法人が当社株式を保有する場合は、議決権所有割合で10%を超えないこと
- b. 直近事業年度の取引において、候補者又は候補者が所属する法人への売上が、当社グループの連結売上収益の1%未満であること
- c. 直近事業年度の取引において、当社グループへの売上が、候補者又は候補者が所属する法人の連結売上収益の1%未満であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2016年より役員報酬Board Incentive Plan信託の仕組みを用いた株式報酬制度を導入しており、中長期の企業価値と連動する報酬体系を設計しております。これに加え、更なる株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高め、株価変動のメリットやリスクについて株主の皆様と共有するために、株価が上昇した場合にのみ利益が実現する報酬として、2019年よりストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

ストックオプションの付与対象者の「その他」は、執行役員です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員の報酬に関しては、有価証券報告書において詳細に開示しています。以下をご参照ください。
https://recruit-holdings.co.jp/ir/library/upload/report_20203Q4_sr_jp.pdf

なお、有価証券報告書においては、取締役・監査役・社外取締役・非常勤監査役に区分した報酬等の種類別(固定報酬、短期インセンティブ、長期インセンティブ、退職慰労引当金等)の総額を開示しています。また、報酬等の額が1億円以上である取締役の報酬等の種類別の額もあわせて開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【原則:3-1()(開示必須)、4-2、補充原則:4-2】

役員の報酬に関しては、有価証券報告書において詳細に開示しています。以下をご参照ください。
https://recruit-holdings.co.jp/ir/library/upload/report_20203Q4_sr_jp.pdf

- なお、当社の役員報酬制度は、以下を基本方針としています。
- ・グローバルに優秀な経営人材を確保できる報酬水準とする
 - ・役員を目標達成に動機づける、業績連動性の高い報酬制度とする
 - ・中長期の企業価値と連動する報酬とする
 - ・報酬の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものとする

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

【補充原則:4-4、4-8、4-8、4-13】

<社外取締役>

取締役会事務局にて、社外取締役が業務執行取締役の業務執行を適切に監督できるよう、各種のサポートを行っています。具体的には、取締役会の議案概要の事前説明や関連情報等の情報提供を行っています。

<社外監査役>

社外監査役に対しては、常勤監査役及び監査役補佐担当が、監査役会等の場で、社外監査役が参加しないが重要度の高い会議について、資料及び議論内容の共有を行う等、社外監査役が適切かつ迅速に監査を行うに当たって必要なサポートを行っています。また、監査役を設置している子会社からは、当社の監査役会に対してレポートを行う仕組みを構築しているほか、監査役会として、子会社の訪問や経営者インタビューを通じた事業コンディションの確認等も行っています。

上記に加えて、社外取締役及び社外監査役が必要な連携を図るための様々な施策を講じています。主な施策は以下のとおりです。

- ・社外取締役間での連携に際しての取りまとめを担う社外取締役を指定し、取締役及び執行役員との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係る体制を整備しています。
- ・必要に応じ、取締役会終了後に社外取締役及び社外監査役のみのミーティングを設けることで、社外取締役及び社外監査役がその独立性に影響を受けることなく、情報収集力を強化できるよう連携を図っています。
- ・取締役会において、内部監査部門が作成する年度の内部監査計画を決議するとともに、半期ごとに内部監査報告を受けることで、内部監査部門との連携を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【原則:4-10、補充原則:4-10】

当社は、機関設計として監査役会設置会社を選択しています。株主が選任した監査役が、取締役会から独立した機関として取締役の職務執行を監査する監査役制度を基礎として、経営の透明性、健全性、及び効率性の向上を図るコーポレート・ガバナンス体制の構築と強化に取り組んでいます。具体的には、独立性の高い社外取締役・社外監査役の複数任用や、取締役会の諮問機関として指名、評価、報酬、コンプライアンス、リスクマネジメント及びサステナビリティ等の委員会を任意設置しています。なお、指名、評価、報酬委員会については、独立社外取締役が委員長を務め、かつ、社外委員が過半数を構成することで、独立性を強化しています。

加えて当社は、迅速な意思決定や業務執行機能の強化を目的に、執行役員制度を導入するとともに、CEOの諮問機関として経営戦略会議を設置しています。経営戦略会議では、CEOが業務執行上の重要な課題について決定するにあたり、必要な事項の協議を行っています。また、当社グループは、戦略的なマネジメント単位として戦略ビジネスユニット(Strategic Business Unit、以下、「SBU」という。)を設置し、SBU配下の子会社及

び事業を統括する会社として、SBU統括会社を設置しています。当社の取締役会は、経営の基本方針や重要事項を決定し責任範囲を明確にした上で、経営戦略会議や各SBU統括会社の取締役会等に対して業務執行の決定に関する一定の権限を委譲しています。

当社は、迅速な意思決定及び効果的な内部統制の両面で、当社の企業統治を十分に機能させていくことを企図しています。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制図については、「V その他2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」をご参照ください。

(1)取締役会【原則：4-6、4-7、4-8、4-11、補充原則：1-1、4-1（開示必須）】

a. 取締役会の役割

取締役会は、中長期的な企業価値及び株主価値向上を実現させるために、()経営の基本方針の決定、()経営監督、()グループに大きな影響を与える業務執行の決定、()法令で定められた専決事項の決定、に関する責任を担っています。

取締役会は、原則として月1回開催しています。

また、取締役会から各取締役・執行役員に対する権限委譲の考え方として、一定金額以上の投資案件や基幹人事等の、当社のコーポレート・ガバナンス及び連結業績に多大な影響を与える議案については取締役会において決裁し、それ以外の議案については、可能な限り経営戦略会議等で決裁する運用としています。権限委譲の範囲については決裁権限表を制定の上、権限配分の実効性を随時見直し、取締役会にて毎年度に1回以上の改定を決議しています。

当社が株主総会における決議事項の一部を取締役に委任頂く旨を株主総会に提案するに当たっては、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名が出席する取締役会において、自らの取締役が当社のコーポレート・ガバナンスにおける役割・責務を十分に果たし得るか、また、当該決議事項を委任いただくことが経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましいかについて審議しています。

b. 取締役会の構成

取締役会は、6名の取締役で構成しており、うち2名は独立社外取締役です(2020年6月30日時点)。

当社は、当社の事業内容及び展開地域並びに当社のステークホルダーである個人ユーザー、企業クライアント及び従業員の属性等の多様化が急速に進む中、取締役会における多様性を確保することが、取締役会の議論の質的向上に寄与し、当社の長期的成長に向けたイノベーション促進に不可欠であると考えています。

また、取締役会の規模としては、質の高い議論を行える適正規模にすることが望ましいと考えています。そのため、当社定款において取締役の人数を11名以内と定めています。

c. 取締役の選定方針

取締役候補者の選定を行うにあたっては、多様性を担保した候補者群から、スキル、リーダーシップ、バックグラウンド、判断力、人格、見識及び経験等を考慮し、取締役の職務と責任を全うできる候補者を選定する方針です。また、現任取締役の再任にあたっては、上記要素に加えて、任期、業績、取締役会における貢献度等も考慮します。

当社は、2021年6月までの定時株主総会における取締役選任議案に、少なくとも1名の女性取締役候補者を含める方針を2019年5月に公表しています。この方針に則り、2020年6月30日に開催した定時株主総会において女性取締役候補を上程し、決議されました。

また、当社は業務執行から一定の距離を置く独立性の高い社外取締役の構成比率を全体の取締役構成の3分の1以上とする方針です。この方針に則り、2020年6月30日時点においては、取締役6名のうち2名を独立社外取締役として東京証券取引所に届出を行っています。社外取締役候補者の選定にあたっては、上述の選定方針に加えて、グローバル企業や上場企業での経営経験の有無を重視しています。

独立社外取締役については、以下の役割を期待しています。

- ・当社に必要なグローバル企業や上場企業の経営経験を通じ、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に向けた助言を頂く

- ・社外取締役が委員長・委員を務める指名、評価、報酬の3つの委員会を通じ、取締役及び執行役員の選解任、報酬、評価に関する事項の検討に主体的に関与頂く

- ・取締役と会社の間で利益相反の可能性のある事項については、決裁機関を取締役会とし、独立社外取締役・社外監査役のいる場で利益相反を監督頂く

また、当社は、上述の役割を果たせるように、以下の取り組みを実施しています。

- ・取締役・執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備の一環として、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の議論内容について、取締役会に適宜共有した上で、議論を行う

- ・取締役会において様々なステークホルダーの観点から発言頂くために、サステナビリティ委員会の議論内容や株主からの意見について、取締役会に適宜共有した上で、議論を行う

加えて、業務執行には携わらない、インターネットビジネスにおける高い知見を有する非業務執行取締役を1名選任しています。

(2)監査役会【原則：4-4、補充原則：4-4】

a. 監査役会の役割

監査役会は、()監査計画に基づいた取締役会の職務遂行および内部統制システムの整備・運用状況等の監査、()会計監査人の適正性および職務遂行状況の評価、に関する責任を担っています。

全ての監査役は、取締役会の職務執行の監督のために取締役会に参加しています。加えて、経営戦略会議において、少なくとも1名以上の常勤監査役の参加を成立要件とすることで、監督機能の強化を図っています。

また、監査役会は、原則として月1回開催しています。

b. 監査役会の構成

監査役会は、4名の監査役で構成しており、うち2名は社外監査役です(2020年6月30日時点)。なお、監査役会の構成員の半数以上を社外監査役としなければならない法令要件を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しています。

c. 監査役の選定方針

監査役候補者の選定を行うにあたっては、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する適任者を選定する方針です。当社グループの事業理解が深い2名の常勤監査役に加えて、社外監査役として、法律専門家及び財務・会計の専門家をそれぞれ1名選任しています(2020年6月30日時点)。

全ての監査役は、当社の費用負担で、財務・会計・法務等の監査に必要な知識を随時アップデートする取り組みを行っています。具体的には、日本監査役協会や外部監査人から提供される研修・勉強会等への参加を通じて、最新の会計基準や監査上の重要事項に対する理解を深めています。

(3)指名、評価、報酬委員会【原則：3-1()(開示必須)、補充原則：4-1、4-3、4-3、4-3、4-11（開示必須）】

取締役及び執行役員の指名、評価、報酬決定に当たっては、透明性及び客観性を高めるために、取締役会の諮問機関である任意の指名委員会・評価委員会・報酬委員会において、社外委員を中心に審議を行う方針です。

具体的な手続きとして、毎期、独立役員である社外取締役が議長を務める指名委員会、評価委員会、報酬委員会にて審議し、取締役会にて決議しています。各委員会の役割は以下のとおりです。

・指名委員会

社長兼CEOの指名及びサクセッション、また、取締役候補者及び執行役員の指名プロセスの妥当性、解任について審議を行います。

社長兼CEOについては、指名委員会の審議を踏まえて取締役会にて選任しています。サクセッションプランニングにおいては、経営戦略に基づき、あるべきガバナンス体制と求める人材要件を定めた上で、現任の交代時期を見据えた後継者候補の育成計画の策定とその進捗をモニタリングしています。また、社長兼CEOの解任については、当社の業績等の適切な評価を踏まえその機能を十分発揮していないと認められる場合に検討することとし、指名委員会にて審議・答申の上、取締役会に上申することとしています。

取締役候補者及び執行役員の指名については、中長期的なガバナンス方針と、社長兼CEOサクセッションのタイミングを勘案しながら、ベストな経営体制について協議しており、選任の原案作成から取締役会での決議までのプロセス全体の妥当性について審議しています。また、取締役及び執行役員の解任については、法令に違反する等により当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合に検討することとしています。具体的な手続きとして、該当する取締役及び執行役員の解任の是非について、指名委員会にて審議・答申の上、取締役会に上申することとしています。

・評価委員会

取締役及び執行役員の評価制度並びに取締役の個別評価について審議を行います。

・報酬委員会

取締役及び執行役員の報酬制度並びに取締役の個別報酬額について審議を行います。

(4)指名、評価、報酬委員会を除く任意の委員会及び経営戦略会議

指名、評価、報酬委員会を除く任意の委員会及び経営戦略会議の概要については、以下のとおりです。

・コンプライアンス委員会

取締役会の諮問機関。委員長は代表取締役社長兼CEO。当社グループのコンプライアンスに関するテーマおよび施策についての審議を行う委員会

・リスクマネジメント委員会

取締役会の諮問機関。委員長はリスクマネジメント本部担当取締役。当社グループのリスクに関する重点テーマおよび施策について審議を行う委員会

・サステナビリティ委員会

取締役会の諮問機関。委員長は経営企画本部担当取締役。グループサステナビリティ活動の推進に向けた戦略策定及び進捗管理等の審議を行う委員会

・経営戦略会議

CEOの諮問機関。議長はCEO、構成員は業務執行取締役、執行役員及び常勤監査役。投資案件や人事等の議案のうち、取締役会から権限委譲された事項等について審議を行う会議

・人材開発委員会

経営戦略会議の諮問機関。当社の執行役員が参加し、グループの基幹人材の育成計画、配置及び育成状況についての審議を行う委員会

・倫理委員会

取締役会及び経営戦略会議の諮問機関。当社従業員等の懲戒処分の手前審議を行う委員会

(5)取締役及び監査役の個別の指名理由、兼職状況【原則：3-1()（開示必須）、4-11 ()（開示必須）】

当社は、前述の選定方針に則り、現任の取締役及び監査役を指名しております。また当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たす時間・労力を十分に確保できる兼職状況であることを毎年確認しています。

取締役及び監査役の個々の指名理由、重要な兼職の状況については有価証券報告書に詳細を記載しています。2020年3月期における取締役会、監査役会、各委員会への個々の出席状況についても開示していますので、以下をご参照ください。

https://recruit-holdings.co.jp/ir/library/upload/report_20203Q4_sr_jp.pdf

(6)取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との責任限定契約

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定は、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限り認められます。

(7)情報入手と支援体制【原則：4-13、補充原則：4-13 ()、4-13 ()】

取締役・監査役が責務を全うする上で必要な情報を適宜入手できる体制を整えています。専門性の高い領域及び当社の知見が薄い領域においては、適宜、当社費用にて外部の専門家の助言を得るようにしています。また、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整備しています。

社外取締役においては、経営企画部が月1回以上の定例ミーティングを実施するほか、指名・評価・報酬の各委員会事務局が都度の事前説明を行う等、必要な情報を随時提供しています。

社外監査役においては、当社グループ内情報に随時アクセスできる体制を整えているほか、常勤監査役や監査役補佐を介して会議資料の事前配布・説明、各種情報提供等、必要なサポートを行っています。

特に社外取締役及び社外監査役に対しては、毎年度の取締役会の実効性の評価・分析の一環で、取締役会で有効な審議を行うために必要な情報を適宜入手できているかの聞き取り調査を行い、必要に応じて是正措置を取っています。

(8)取締役・監査役に対するトレーニングの方針【原則：4-14、補充原則：4-14 ()、4-14 ()（開示必須項目）】

新任の取締役・監査役に対しては、就任時に会社概要、経営戦略、財務戦略、リスクマネジメント方針、重点監査項目等の基本情報を共有しています。就任後も、例えば会社法等の制度変更があった際は、必要に応じて外部専門家を招いた勉強会を開催する等、当社は継続的に取締役・監査役の知見を更新する機会を設けています。加えて、拠点訪問を通じた事業理解の促進の場を適宜設けています。

社外役員に対しては、主要事業の事業戦略を担当執行役員から共有する等の取組みや、当社グループのナレッジシェアリングイベントへの招待等を通じて、企業文化、事業、従業員等に対する理解促進の機会を提供しています。また、随時、経理財務やリスクマネジメント等のテーマを取り扱う外部セミナーへの参加や、外部講師を招いての勉強会を開催しています。

(9)取締役会の審議の有効性【原則：4-12、補充原則：4-12 ()】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めています。特に社外取締役の専

門性・経験の高い分野等においては、積極的に発言・助言を求めています。

取締役会の参加者が自由闊達で建設的な議論を行えるように、以下の取り組みを実施しています。

- ・取締役会の資料については、少なくとも開催3営業日前にドラフト段階の資料を配布しています。
- ・取締役会の資料に加え、議案の趣旨を取りまとめたサマリーを、開催3営業日前を目途に事務局から参加者に提供しています。加えて、議長及び非業務執行取締役に対しては、事務局から議案内容を事前説明しています。
- ・取締役会の開催スケジュールは前年度に年間スケジュールを決定するとともに、重要な審議事項については、期初に起案時期を確定しています。
- ・取締役会の開催頻度、審議項目及び審議時間については、当期の実績や翌期以降の戦略等に鑑み、每期見直し、適切に設定しています。

また、取締役会とは別に取締役会の参加者が自由な議論を行う会議を実施し、活発な意見交換を行う等努めています。

(10)取締役会全体の実効性に関する分析・評価【補充原則:4-11（開示必須）】

2020年3月期に開催した取締役会については、以下要領で自己評価を実施しました。

a. 実施内容

- ・対象者:当社取締役および監査役(計11名)
- ・実施期間:2020年3月～2020年4月
- ・概要:「取締役会の役割・責務の妥当性」「取締役会の機関設計・構成の妥当性」「取締役会メンバーの資質・知見の妥当性」「取締役会の審議の有効性」「執行役員を兼務する取締役役間の、牽制・監督機能の有効性」「株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダー観点での審議の適切性」等に関する設問及び自由記載によるアンケートの集計結果を踏まえ、必要に応じて個別インタビューを実施

b. 分析及び評価結果

取締役会は、業務執行にかかる意思決定および監督の両面において、適切な役割・責務を果たしていると評価しています。

- ・取締役会においては、リクルートグループ経営理念に基づき中長期的な企業価値向上に向けた経営戦略が十分に審議されており、個別の審議内容は、上記戦略と一貫性がある。
- ・取締役会は、審議に当たり妥当な機関設計・構成・資質・知見を備えている。
- ・取締役会に上程された議案は適切であり、自由闊達な審議がなされている。
- ・取締役会は、前年度の実効性評価における指摘事項に対する対応施策について、着実に実施した。

取締役会は、現在の取締役会の実効性は高いと評価する一方で、以下の事項を確認しました。

- ・新型コロナウイルス問題に代表されるように、当社は現在、従来の前提を覆す事象が起きうる不透明な経営環境に身を置いている。
- ・取締役会は、適切なリスク想定及び機動的な戦略策定・実行をより意識した意思決定を通じて、企業価値の向上に努める。

(11)資本政策の方針【原則:1-3、1-6】

既存株主の利益を不当に害するような資本政策は実施しない方針です。

当社は投資と利益成長の適切なバランス及び株式価値の向上を重視しており、主な経営指標を調整後EBITDA(注1)及び調整後EPS(注2)として、企業価値の最大化を図っていきます。更に、資本効率の目安として、投資案件については厳格な基準を設けるとともに、ROEで15%の水準を目安に設定しています。

株主還元については、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、当社の業績と将来必要となる自己資本の水準を総合的に勘案した利益還元を行うこととしています。自己資本の水準は、成長投資の機会等に対して機動的に対応できる財務基盤を整えること及び事業活動や資産のリスクと比較して充分であることを基本としています。また、連結配当性向は、親会社の所有者に帰属する当期利益から非経常的な損益等の影響を控除した上で30%程度を目安としています。なお、自己株式の取得については、市場環境及び財務状況の見通し等を踏まえ、実施の是非について検討します。

また、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(大規模ファイナンス、MBOなど)については、取締役会で十分に検討した上で、適正な手続を確保しつつ、株主にその必要性や合理性について十分な説明を行う予定です。

(12)政策保有株式に関する方針【原則:1-4(開示必須)、補充原則:1-4、1-4】

当社は、原則として政策保有株式を縮減していく方針としています。

当社が保有する政策保有株式について、個別銘柄ごとに経済的価値と資本コストの見合いを定量的に検証すると共に、戦略的な関係性・重要性等の定性的な観点を総合的に勘案し、保有の適否を検証しています。取締役会にて年1回精査し、これらの観点到合致しないと判断された株式は縮減する方針としています。

政策保有株式の議決権の行使については、議案内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使します。当該議案が株主利益を著しく損ねる内容である場合は、肯定的な判断を行いません。議案について反対票を投じた場合は、取締役会にその旨を報告します。

当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆する等により売却を妨げる行為は致しません。

また、当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続する等、会社や株主共同の利益を害するような取引を行っていません。

(13)関連当事者間の取引方針【原則:1-7(開示必須)】

当社取締役と当社との間の関連当事者間取引は、独立役員を含む取締役会の承認事項とし、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性等について確認しています。また、当社取締役、監査役及び執行役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族(所有会社とその子会社含む)と当社もしくは当社子会社間の一定金額以上の取引についてモニタリングを行うとともに、重要性が高い取引については、有価証券報告書において開示しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載の通りです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	【補充原則:1-2】 当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。また、招集通知の発送日の1週間以上前に、招集通知の日本語版・英語版ともに、当社ホームページ及びTDnetに開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	【補充原則:1-2】 株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話がなされ、かつ株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しています。当社は、毎年株主総会集中日と予測される日及びその日を含む週を避けた開催日の設定を行っています。
電磁的方法による議決権の行使	【補充原則:1-2】 インターネット等による議決権行使を採用し、パソコン・スマートフォンを通じた議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	【補充原則:1-2】 当社では、株主比率も踏まえ、国内外の機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備を行っています。具体的には、(株)CJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を当社ホームページに掲載しています。その他にも、決算短信、決算概要、FAQ等の決算関連資料等についても、英語での開示も行い、当社の英語版ホームページに掲載しています。2020年からは、有価証券報告書の英語版の開示を開始しました。
その他	< 議決権行使結果の分析 >【補充原則:1-1】 株主総会終了後の取締役会において、全ての議案の賛否について分析を行い、株主総会における株主の意思を把握し株主との対話その他の対応の是非について検討を行っています。 < 信託銀行等の名義で株式を保有する株主への対応 >【補充原則1-2】 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、適宜信託銀行等と協議しつつ検討を行う方針です。 全国株主連合会のガイドラインに則り、基準日前であれば1単元以上を株主名簿に登録することを案内し、基準日後であれば傍聴を案内する対応を予定しています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明	代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	【原則:5-1(開示必須)、補充原則:補充原則:5-1 ()】 当社は、資本市場参加者(株主・投資家・アナリスト等)をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、経営成績や経営方針、事業戦略、重要な経営指標等、企業価値評価や投資判断に資する情報を適時性、公平性、正確性等をもって開示することを、IR活動の基本方針としています。 当社のIRポリシーについては、以下のホームページをご参照ください。 https://recruit-holdings.co.jp/ir/ir-policy.html 国内外の株主との建設的な対話を行うための体制を強化するため、取締役会は資本市場戦略・IRを担当する執行役員を選任しています。また資本市場戦略・IRを専門で担う部署を設置し、取締役兼COOが、同部署も含めたフィナンズ本部を統括しています。 <株主との面談等>【補充原則:5-1 ()】 株主との面談については、代表取締役社長兼CEOやフィナンズ本部を統括する取締役兼COOをはじめとする取締役に加え、資本市場戦略・IRを担当する執行役員等が、対面又はオンラインでの個別面談、カンファレンス等に参加し、国内外の株主との対話に臨んでいます。 国内外の機関投資家からの面談依頼に対しては、当社株式の保有状況や株式保有方針等に応じて合理的な範囲で応じるとともに、必要な場合は自ら国内外の株主に働きかけ、主体的な対話を行っています。 個人株主からの問い合わせについても窓口を設置しています。 <面談以外の対話手段>【補充原則:5-1 ()】 決算発表内容については、必要に応じて代表取締役社長兼CEOを含む取締役又は執行役員等による説明会を開催しています。また、リアルタイムで参加できない国内外の投資家・アナリストが決算発表の内容を確認できるよう、ホームページにも情報を掲載しています。 更に、海外・国内の機関投資家やリサーチ・アナリストとのグループミーティングや電話会議等を実施しています。 個人投資家向けの説明会を適宜開催しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	【補充原則:5-1 ()】 個人投資家からの問い合わせについても窓口を設置しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上記に記載のとおりです。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上記に記載のとおりです。	あり
IR資料のホームページ掲載	【補充原則:3-1、5-1 ()】 当社ホームページを通じ、期末・四半期決算開示等を中心に、投資家の投資判断に資する重要な情報の積極的な開示に努めています。 また、当社は、海外投資家等の海外のステークホルダーに対しても十分かつ公平な情報開示がなされるよう、日本語による自主的な情報開示を行う際には、原則として、海外投資家向けに日本語と同質・同タイミングでの英文による資料開示も行っています。 具体的には、決算短信、決算概要、FAQ等の決算関連資料、招集通知等について、当社の英語版ホームページに掲載しています。 また、2020年からは、有価証券報告書の英語版の開示を開始しました。	
IRに関する部署(担当者)の設置	上記に記載のとおりです。	

その他

< 関係部署間の連携 >【補充原則:5-1 ()】

当社は、株主との対話を行う取締役及び執行役員や、資本市場戦略・IRを専門で担う部署が株主との有効な対話を行うことができるよう、社内各部署との連携を重視しています。

具体的には、資本市場戦略・IRを担当する執行役員を委員長として関係部署の責任者が参加する適時開示委員会の開催や、有価証券報告書等の作成を複数部署によるプロジェクト体制で行う等、経理、財務、事業統括、経営企画、PR、法務、人事、サステナビリティ推進、コンプライアンス等の様々な部署とIRを担う部署が連携し、財務情報及び非財務情報の開示と、対話の強化に努めています。

また社内の関連部署の資本市場の視点への理解を深めるために対話への陪席を推進する等、社内各部署との連携体制を強化しています。

< 株主・投資家との対話内容のフィードバック >【補充原則:5-1 ()】

当社は、株主・投資家との対話内容を、経営戦略の実行に必要な情報として重視しています。

株主・投資家との対話内容については、IRを専門で担う部署が纏め、資本市場戦略・IRを担当する執行役員が、社外取締役を含む取締役、執行役員及び当社グループの関連部署等に適宜フィードバックを行う機会を設けています。

< インサイダー情報の管理 >【補充原則:5-1 ()】

当社では、当社グループの全役職員を対象とした「リクルートグループインサイダー取引防止規程」を定め、未公表の重要事実に関連する可能性のある事実の第三者への伝達や、特定有価証券等の売買等の推奨を禁止する等、インサイダー情報の管理に努めています。インサイダー取引を行うことを未然に防止するとともに、役職員としての社会的及び倫理的責任を規定し、当社グループの信用を確保することに努めています。

当社グループのコンプライアンスの取組みについては、以下のホームページをご参照ください。

<https://recruit-holdings.co.jp/who/governance/compliance/>

決算情報については、原則として各四半期の末日から決算発表日までを沈黙期間とし、この期間中は決算や業績に関する質問への回答やコメントは控える等、社内ルールを設けて対応しています。

< 株主構造の把握 >【補充原則:5-1 ()】

四半期ごとに株主名簿管理人より株主名簿を取り寄せ、株主構成や大株主情報を収集し把握に努めています。

また、半期ごとに実質株主判明調査を行い、機関投資家株主の把握に努めるとともに、株主との対話において、保有状況を把握するよう努めています。

また、取締役(社外取締役含む)に対して株主の保有状況を報告し、有効な対話につながるよう努めています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

【原則:2-2、【補充原則:2-2 】】

当社グループでは、基本理念に基づきグループサステナビリティ方針を策定しています。その中に掲げるサステナビリティの5つの重点テーマの実現に向けて、「私たちができること、すべきこと、挑戦すべきことを、ステークホルダーと連携し実行していきます。」と明記しています。

また、取締役会は、当社グループの役員及び従業員が社会の中の一員として活動するに当たり守るべき精神として、「リクルートグループ倫理綱領」を制定しています。同綱領は13条からなり、「社会の一員としての節度ある行為」「法律の遵守」「契約の遵守」「公正な商行為」「官公庁等の職員との公正な関係」「情報の適切な取扱い」「知的財産の保護」「業務と責任の明確化」「企業内容の適正な広報」「人権の尊重と差別の排除」「働きやすい職場環境の確保」「反社会勢力との絶縁」「地球環境保護や公共活動への積極的な取組み」について規定されています。

取締役会は、リクルートグループにおけるコンプライアンスに関する基本方針を決定するとともに、コンプライアンス委員会を通じて、グループ全体のコンプライアンスの実効性のモニタリングを実施しています。

当社のコンプライアンス委員会は、当社管理部門及び当社子会社より収集した情報を基に、代表取締役社長兼CEOを委員長として開催され、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性の評価や活動計画の決定・点検を行っています。

コンプライアンス委員会の審議・決定内容は、取締役会に報告されます。

当社は、コンプライアンス教育の実施をグループの全ての従業員に対して実施することや、当社子会社の経営者がコンプライアンスに関するメッセージを発信することを方針として掲げています。

これに基づき、当社子会社において、リーフレットの配布や理解度テスト、各社社長によるスピーチや電子メールによるコンプライアンスを尊重するメッセージの発信が実施されています。

形式的な遵守確認にとどまらず、コンプライアンスの実効性を確認するために、取締役会は以下のモニタリングを実施しています。

・半期に1回、当社グループ全体のコンプライアンスの状況に関する報告を受け、通報、懲戒、訴訟、法令違反等の発生状況とともに、これらを管理する仕組み・体制について確認をしています。

・経営戦略会議並びに当社及びSBUのコンプライアンス委員会(SBU単位で年2回開催)の審議・決定内容の報告を受け、コンプライアンス活動の進捗や重要テーマについて確認しています。

< 内部通報 >【補充原則:2-5 】

当社及びグループ各社に、内部通報窓口を設置しています。情報提供者の匿名性の保護及び不利益取り扱いを受けないことを「リクルートグループコンプライアンス規程」にて定めています。

当社の窓口は、グループ各社の役職員等も利用可能であり、内部のほか、受付をグループ外の第三者に委託した外部窓口も存在します。この窓口への通報内容は、通報者の要望により、直接当社監査役にも共有されることとなっています。

【原則：2-3、補充原則：2-3】

2014年4月、リクルートグループは基本理念として掲げた「一人ひとりが輝く豊かな世界の実現」のためにグループサステナビリティ方針を策定し、それらに基づいたサステナビリティへの取り組みを始めました。当社グループは、「事業で社会に貢献する」をサステナビリティ行動指針の中心におき、事業発展とともにより大きくなる「社会からの期待」と「企業市民としての責任」に応え続けていきます。また、事業のグローバル化に伴い、2018年4月に「サステナビリティ5つの重点テーマ」(注1)を再整理し、SDGs(注2)のうち特に私たちが取り組むべき6つの開発目標(注3)(NO.10を起点とする「SDGsドミノ」)。序文及びそれぞれの関連性を表したものを設定しました。これらに基づき、私たちができること、すべきこと、挑戦すべきことをステークホルダーと連携し実行しています。

(注1)「リクルートグループ サステナビリティ5つの重点テーマ」

- (1) 働き方の進化
- (2) 機会格差の解消
- (3) 多様性の尊重
- (4) 人権の尊重
- (5) 環境の保全

(注2)SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標。17の目標と169のターゲットで構成される。

(注3)「特に取り組むべき6つの開発目標」:

- 1 貧困をなくそう
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー - 平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10人や国の不平等をなくそう
- 13気候変動に具体的な対策を

取締役会規程において、サステナビリティ活動の報告(今年度結果と来期計画)を毎年取締役会の場で行う旨を定めています。

サステナビリティ推進活動計画は多様なバックグラウンドを持つ社外有識者の知見を頂きながら実行推進しています。具体的には、取締役会の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置し、年2回開催しています。委員からサステナビリティ経営の進化に向けて客観的なアドバイスをいただく仕組みを整えています。

環境に対しては、2010年4月に、4つの取り組みを約束する環境ビジョン「more eco more smile(モアエコ モアスマイル)」を定め、事業や商品・サービスを通じて、地球環境保全活動の輪を広げ、持続可能な社会の実現の貢献に努めてきました。引き続き、ISO14001の取得等により継続的な環境活動を行っています。

サステナビリティ活動等は当社ホームページにて公開しています。

<https://recruit-holdings.co.jp/sustainability/>

CO2排出量の削減目標、気候変動への取り組みについては当社ホームページにて公開しています。

<https://recruit-holdings.co.jp/sustainability/environment/climate-change/>

環境保全活動、CSR活動等の実施

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「リクルートグループ倫理綱領」の第9条(企業内容の適正な広報)にて、「私たちは社会の一員として活動するために、私たちの考え方や活動及び商品の内容を正確に社会に対して広報していきます。」と定めています。

リクルートグループは、個人ユーザー、企業クライアント、株主、従業員、取引先、NPO・NGO、国・行政、地域社会等を重要なステークホルダーとして捉え、情報発信、対話の場等を通じ、双方向でのコミュニケーションを行っています。サステナビリティ委員会に社外の有識者をお招きする他、リクルートグループのサステナビリティ方針や事業へのご意見・期待についての個別ヒアリング等を実施しています。また、ホームページ内の「サステナビリティマネジメント」コンテンツにおいて、ステークホルダーの定義・関わり方について記載しています。

<https://recruit-holdings.co.jp/sustainability/policy/management/>

その他

<従業員のダイバーシティ>【原則:2-4】

リクルートグループでは、「個の尊重」の実現に向けて、まずは男女の性差なく従業員一人ひとりが能力を余すことなく発揮できることが重要であると考えています。グループ全体における従業員の男女比率は同等である一方、管理職においては男性の比率が高いことから、女性管理職比率の向上に重点的に取り組んでいます。現在、従業員の女性比率(注1)は49.6%、管理職比率(注2)は40.2%となっています。

日本国内のグループ会社においては、国内におけるダイバーシティ面での課題を踏まえ、2006年から専門組織を設置してD&I(Diversity and Inclusion)を推進しています。特に、女性が従業員の46.3%であるため、性差なく活躍できる環境を整えることをファーストステップとして、女性の両立・活躍支援を進めてきました。

現在は、D&I推進における重点テーマを、女性の役職志向の意識醸成、マネジメントサイドへの教育、働き方・両立支援としています。育児や介護などのライフステージの変化や、性別にかかわらず、多様な事情やライフスタイルを持つ従業員が活躍できる環境づくりを進めています。その結果、ワーキングマザー比率、女性管理職比率ともに増加傾向にあります。

・女性従業員に占めるワーキングマザー比率27.9%

・女性管理職比率25.2%

2012年9月、「リクルートグループの国内主要企業において、経営の意思決定に関与(執行役員あるいは同等の権限を保有)している女性比率を「2015年4月までに10%以上」とする」任用目標を設定し、2015年4月に目標を達成。現在は11.3%となっています。

また、リクルートグループの国内主要企業の女性課長比率は、ダイバーシティ推進を開始した2006年の10.3%からは着実に上昇し、2020年4月時点で27.7%まで上昇しています。引き続き「あるべき姿」の実現に向けて、今後も両立支援・活躍支援を実施していきます。
<https://recruit-holdings.co.jp/sustainability/people-workplace/diversity/>

(注1) リクルートホールディングス、全SBU統括会社及び各SBU配下の主要会社にて集計

(注2) 部下を持つすべての管理職

(注3) 上記文中にある「国内主要企業」及び「グループ各社は以下の企業

(株)リクルートホールディングス

(株)リクルートキャリア

(株)リクルートジョブズ

(株)スタッフサービス・ホールディングス

(株)リクルートスタッフィング

(株)リクルート住まいカンパニー

(株)リクルートマーケティングパートナーズ

(株)リクルートライフスタイル

(株)リクルートコミュニケーションズ

(株)リクルート

(株)リクルートテクノロジーズ

(注4) 上記文中にある数値は、特別な表記がない限り2020年4月時点の数値

<企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>【原則:2-6(開示必須)】

当社グループのうち確定給付企業年金の制度を有する企業においては、所管部署を当該企業の財務担当部署及び人事担当部署として、適切な資質を持った担当者を配置しています。担当者は、従業員の安定的な資産形成と財政の健全性を維持するために確定給付企業年金の実務、行政監査や個人情報等の研修を受講しており、企業年金の運用状況について運用を委託する金融機関と定期的な情報交換を行って積立金が適切に運用されるよう管理しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【原則：2-5、補充原則：4-3】

当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（2020年4月7日開催の取締役会で決議）の内容は、以下のとおりです。

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループ全体における重要な意思決定を行う。
 - b. 当社は、社外監査役を含む監査役会を設置する。当社の各監査役は、当社監査役会が定めた監査基準の下当社の取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、当社の取締役の職務執行の監査を行う。
 - c. 当社は、社外取締役を委員長とした指名委員会、評価委員会及び報酬委員会を設置し、当社の取締役及び執行役員の指名又は選任、評価及び報酬等について審議を行う。
 - d. 当社は、SBU統括会社の取締役会の過半を構成するように取締役を派遣し、SBU統括会社の経営を監督する。
 - e. 当社に代表取締役社長兼CEO直轄の内部監査所管部署を設置し、当社グループの役職員等による業務が法令、定款又は規程に違反していないか監査する。
 - f. 当社は、「リクルートグループ倫理綱領」を制定し、当社グループの全ての役職員等に周知させる。
 - g. 当社は、当社子会社の自主独立の精神を尊重しつつ、一体的なグループ経営を実現するため、意思決定、投資管理、ファイナンス、人事管理、リスクマネジメント及びコンプライアンス等に関する当社グループ統一の規程として「リクルートグループ規程」を制定する。
 - h. 当社グループは、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築する。
 - i. 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本方針を定める「リクルートグループコンプライアンス規程」を制定する。当社の取締役会は、当社グループ全体におけるコンプライアンス責任者を任命した上、コンプライアンス所管部署を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する基本方針の決定及び実効性のモニタリングを行う。また、当社の代表取締役社長兼CEOは、自らが委員長となってコンプライアンス委員会を開催し、各SBUにおけるコンプライアンスの実効性の評価を行った上、経営戦略会議において当社グループ全体のコンプライアンスの活動計画の決定を行う。
 - j. SBU統括会社の取締役会は、各SBUにおけるコンプライアンス責任者を任命した上、コンプライアンスに関する基本方針の決定及び実効性のモニタリングを行う。また、SBU統括会社の代表取締役社長は、自らが委員長となってコンプライアンス委員会を開催し、SBUにおけるコンプライアンスの実効性の評価や活動計画の決定・点検を行う。
 - k. 当社子会社の代表取締役社長は、各社におけるコンプライアンス責任者を任命した上、各社におけるコンプライアンスの実効性の評価や活動計画の決定・点検を行う。
 - l. 当社及び当社子会社は、内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、当社グループの役職員等が内部統制に関する問題を発見した場合に、迅速に当社又は当社子会社のコンプライアンス所管部署に情報伝達する体制を構築する。報告又は通報を受けたコンプライアンス所管部署は、その内容を調査し、対応策を当社グループ内の関係部署と協議の上決定し、実施する。
 - m. 当社及び当社子会社は、倫理綱領及び社内規程の遵守等を図るために、役職員等に対して、必要な教育を企画し、実施する。
 - n. 当社及び当社子会社は、法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した役職員等に対し、厳正な処分を課す。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 「文書及び契約書管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録及び経営戦略会議議事録等、取締役の職務の執行に係る文書を関連資料と共に保存する。
- b. 前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書及び契約書管理規程」の定めるところによる。当社の取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「リクルートグループリスクマネジメント規程」及び「リクルートグループエスカレーション細則」を制定する。
- b. 当社の取締役会は、当社グループ全体におけるリスクマネジメント責任者を任命した上、リスクマネジメント所管部署を設置し、当社グループのリスクマネジメントに関する基本方針の決定及びリスクマネジメント状況のモニタリングを行う。また、リスク統括所管部署担当取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会において、各SBUのリスクマネジメント状況のモニタリング及びリスクの識別を実施する。その結果を受けて経営戦略会議において当社グループとして特に注視すべきリスクの識別・決定とその低減策について検討を行う。
- c. SBU統括会社の取締役会は、SBUにおけるリスクマネジメント責任者を任命した上、SBUのリスクマネジメントに関する基本方針の決定及びリスクマネジメント状況のモニタリングを行う。また、SBU統括会社の各統括機能の責任者が参加するリスクマネジメント委員会において、自SBUのリスクマネジメント状況のモニタリング及び特に注視すべきリスクの識別・決定を行う。
- d. 当社子会社の代表取締役社長は、各社におけるリスクマネジメント責任者を任命した上、各社におけるリスクの洗い出し及び重要性の判断を行い、リスク管理について最終責任を負う。
- e. 当社は、当社グループ全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、危機対策本部を立ち上げ、対応を進める。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社の取締役会又は経営戦略会議は、当社グループの経営目標を定め、浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて当社グループの各部門が実施すべき具体的な目標を定める。当社の各部門の担当執行役員は、この目標の達成に向けて、効率的な達成の方法を定め、実行する。
- b. 当社の取締役会は、定期的に当社グループの目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を実現する。
- c. 当社は、当社CEOの諮問機関として経営戦略会議を設置し、当社グループ全体の経営に関して必要な事項の協議を行う。
- d. その他、当社の取締役会又は経営戦略会議の諮問機関として、サステナビリティ委員会等の専門性を持った委員会を設置する。

(5) 財務報告に係る内部統制の信頼性の確保のための体制

当社は、「J-SOX基本規程」を定め、金融商品取引法に定める内部統制報告制度に準拠した財務報告に係る内部統制システムの構築を図る。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- a. 当社は、当社内に、各SBUを統括する部門を設置する。当社子会社の取締役等は、各統括部門の求めに応じ、定期的に業績及び事業戦略の遂行状況を報告する。
- b. 当社は、SBU統括会社の取締役等と、定期的に経営状況の共有を図るほか、随時当社グループの経営にかかわる方針の協議を行う。
- c. 当社は、当社グループの子会社管理を体系的に定める「リクルートグループグループマネジメント規程」を定め、これに基づき、当社子会社に対し、重要事項について当社の決裁を得ること又は当社の関連部署との事前確認又は事後報告を義務付ける。

(7)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、当社の監査役の職務を補助する者として「監査役補佐担当」を任命し、正式に人事発令を行う。

(8)前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役補佐担当は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従うものとし、その任命、異動、評価及び懲戒については、当社の監査役又は監査役会の意見を尊重する。

(9)当社の監査役への報告に関する体制

a. 当社の役職員等及び会計監査人は、監査役に次に定める事項を報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できるように体制を整備する。

- ・経営状況として重要な事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令及び定款違反
- ・その他内部統制上重要な事項

b. 当社の監査役及び内部監査所管部署は、SBU統括会社やその配下会社の取締役又は監査役と随時連携し、定期的に情報共有する。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「リクルートグループコンプライアンス規程」において、誠実に通報したことを理由に、通報者に対し解雇又は不当な配置転換等の不利益な処遇をしてはならないことを定める。

(11)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役が職務の執行上必要としてあらかじめ予算を計上した費用について負担するほか、当社監査役は、緊急又は臨時に要する費用についても当社に請求することができ、当社はこれを負担する。

(12)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役社長兼CEO及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力との関係に対する基本方針

リクルートグループは、「リクルートグループ倫理綱領」において、社会から批判を浴びる反社会的勢力への関与を断固として遮断すること、また、「リクルートホールディングス内部統制基本方針」において、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断し、事案発生時の対応に係る規程等の整備を行うとともに、不当要求等への対応を所管する部署を定め、外部専門機関とも連携し、法令に則して毅然と対応することを明文化しており、全役職員の指針としています。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた社内体制の整備状況及び具体的な取り組み

反社会的勢力チェックの社内体制整備の方針・基準

a. 反社会的勢力対応部署の設置

反社会的勢力からの不当要求等への対応を所管する部署として当社総務所管部署（以下「対応責任部署」）を設置しています。

b. 反社会的勢力からの不当要求等への対応

不当要求等が行われた場合には「リクルートグループ反社会的勢力対応細則」に従って、リクルートグループの各社で選任した「有事対応者」が直ちに対応責任部署に報告し、連携して不当要求への対応、交渉及び面談を行います。「有事対応者」には「不当要求防止責任者講習」の受講機会を設け、原則的に参加することを義務付けています。

c. 反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制の確立

取引先の反社会的勢力の該当有無の確認のため、当社審査統括所管部署が情報収集を行うことで、リクルートグループ独自の反社会的勢力に関するデータベースを構築しています。

d. 外部専門機関との連携体制の確立

リクルートグループは、反社会的勢力への対応や情報収集に関して、外部専門機関との連携を図っています。

e. 規程及びマニュアルの策定

リクルートグループは、「リクルートグループ反社会的勢力対応細則」等の関係規程及びその運用ガイドラインを整備するとともに、有事の際の対応マニュアルを作成し、グループ各社に配布をしています。

f. 暴力団排除条項の導入

取引に使用する契約書等には、反社会的勢力との取引の排除及び契約解除を容易にさせる趣旨の「暴力団排除条項」を盛り込んでいます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

【原則:1-5、補充原則:1-5】

当社は、買収防衛策を導入しておらず、また、導入する予定はありません。当社の株式が公開買付けに付された場合は、取締役会としての考えを株主に明確に説明します。また、株主が株式を手放す権利を不当に妨げる措置は講じません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

< 適時開示体制について >

(1) 適時開示に関する基本方針

当社は、投資家に対して適切な投資判断のための重要な情報を適時・適切に開示することを基本方針としています。

(2) 適時開示体制

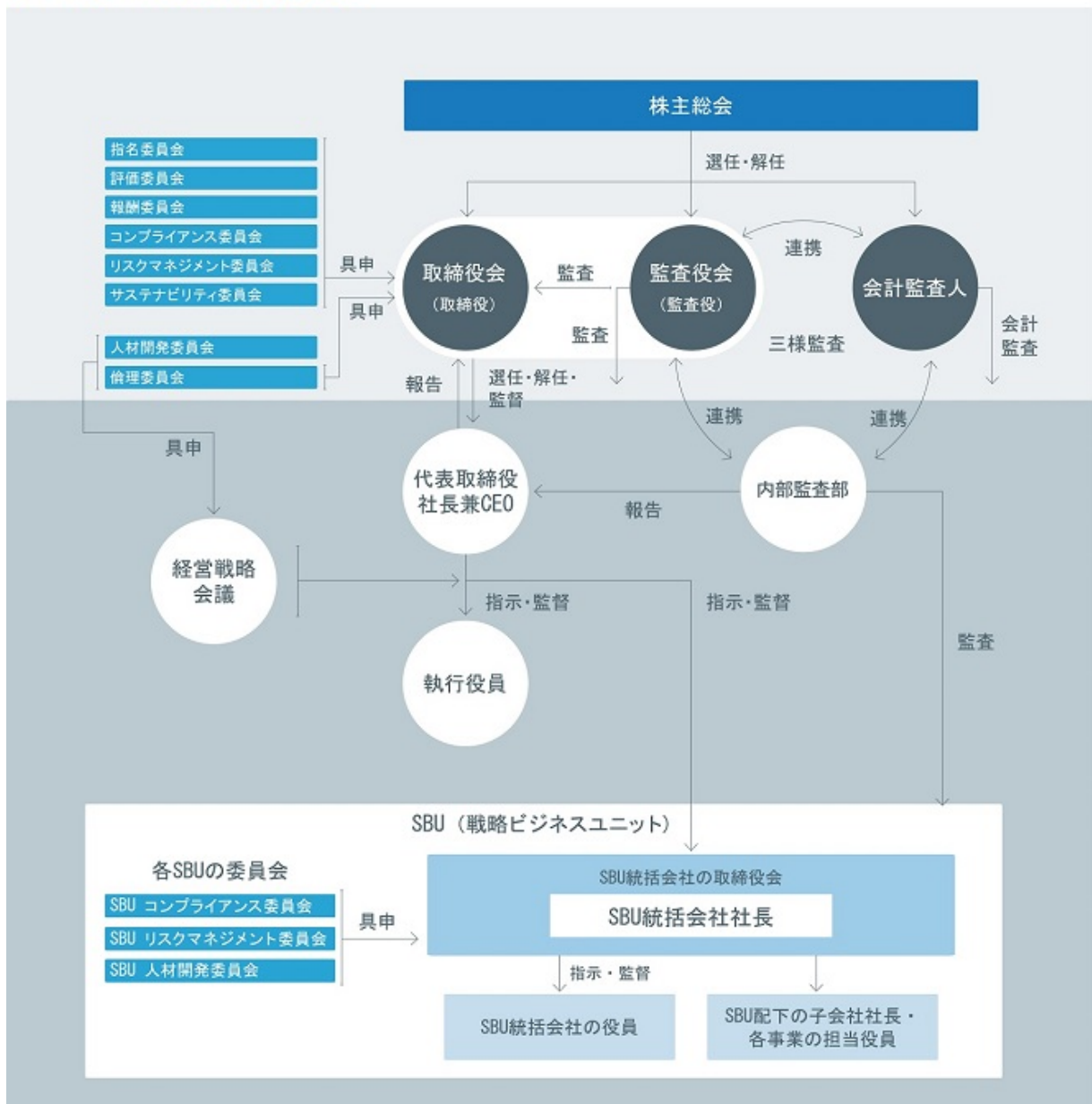
当社は、当社グループ各社から適時開示情報を受領する部署を配置しており、また、開示判断のための統括部署としてIR業務を専門で担う部署が開示業務を所管しています。また、適切な開示判断と開示内容の正確性を確保することを目的として、資本市場戦略・IRを担当する執行役員を委員長とし、関係部署の責任者により構成される適時開示委員会を設置し運営しています。

開示業務を所管するIR担当部署が、適時開示業務に係るガイドラインを作成し、実施すべき開示基準や手続きについて定め、各部署及び当社グループ各社に周知徹底させることにより、適切な適時開示業務の運営を行っています。

(3) 株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況

株主が当社グループに関する主要な情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するために、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示に加え、当社が独自に定めた開示基準に基づく任意での開示も積極的に行っています。開示情報は、東京証券取引所のウェブサイトのほか、当社ホームページでも公開しています。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



<適時開示体制の概要>

